

麻郡新宮の神符の銘二ツを載す、其一に、會津新宮大勸進僧淨尊證一、地頭代左兵衛少尉荻原知成、○成、本成書作盛、小寺宮預所代右兵衛少尉平國村、彌勒元辛卯二月二十二日とあり、其二に、大勸進僧淨尊、横三郎壬生廣末、會津新宮、彌勒元辛卯二月廿二日とありて、辛卯は享祿四年也、永正中彌勒の號ありしを、こゝに至りて更にその號を用ひしものと見ゆれど、この度は廣く行はれざりしにや、他書に於て見る所なし、

〔僞年號考〕蛭川氏所藏年代記に、天文九庚子の頭書に、庚子命祿元年に成、又壬寅歸、天文十一年とあり、これによれば天文九年始めて命祿の號ありて、十年を命祿二年として、十一年には其號を止めしと見へたり、本土寺過去帳に、妙了命祿二正月廿一日とあり、以上の三號皆關東僞間の用ひし所にてもと佛家より出たり、故に其號多くは佛寺の記録器財に存せり、鹿島の神符に、彌勒の號ありしと云へるも、この神宮中古より兩部となりて、神宮寺以下社僧多くあれば也、塔寺村八幡長帳も社僧の記せしものなれば、福德の號を載たり、蛭川年代記も、もと前に引證するもの皆僧家のもの也、

〔海錄十五〕ある人、和州にて新撰字鏡の古寫本を見たりしに、○中その末に、法隆寺一切經と楷書にてかきし印説ありといへり、またおなじ人の古寫經の零本を得たりしに、その奥に、

論第一卷 同學抄 破我 俱生 分別 數論 勝論

永福○丁酉七月三日於法隆寺東院花園院書寫

執事 沙門 快堂

傳 快辨

この僞年號、いつれの頃にや未詳、その紙質字體等を見るに、鎌倉末足利比のものとも見ゆるよしなり、